

有効期限延長手続きについて

下記期間に該当する利用券等の期間を延長させていただきます。

- ① 新型コロナ感染拡大予防に伴う臨時休館期間
(2020年3月20日～2020年5月25日)

延長期間→3か月

- ② 12月設備故障による臨時休館期間
(2020年12月2日～2020年12月10日)

延長期間→10日

- ③ 緊急事態宣言による臨時休館期間
(2021年1月18日～2021年2月21日)

延長期間→35日

- ④ 感染拡大地域指定による臨時休館期間
(2021年4月29日～2021年5月12日)

延長期間→15日

○年間会員更新（更新手続きの際に延長）

○年間会員各前売券

○一般利用（ビジター）回数券

○運動回数券

○ポイントカード

上記利用券の延長をフロントにて受付致します。